

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和4年5月

小豆島町

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町農業の現状

本町は、瀬戸内海国立公園に浮かぶ小豆島の東南部に位置し、地形は山岳が海岸近くまで延びており、平地が大変少なく経営耕地面積は152haと狭く、一経営体当たりの経営規模も零細で平均で0.5ha程度となっている。

農業生産は温暖小雨の瀬戸内海式気候など恵まれた自然条件を生かし、平坦地では花卉やアスパラガスを中心とした施設園芸、水稻、野菜、果樹を組み合わせた複合経営、酪農経営、また傾斜地では柑橘等の果樹栽培の経営を展開してきたが、近年では個人経営の農家や法人によるオリーブ栽培が盛んとなっている。

その生産をみると、優れた農業技術や創意工夫により、キク、イチゴ、オリーブ等の高収益作物を中心に、全国に誇れる農産物が栽培され、県内はもとより、京阪神地域などに対し、新鮮で高品質な農産物を供給している。

しかし、担い手の状況をみると、新規就農者数は近年、年間5名前後で推移しているものの、令和2年の農業従事者数は257人となっており、平成27年に比べて約6%減少している。また、65歳未満の基幹的農業従事者数も平成27年に比べて約38%減少するなど、農業従事者の減少・高齢化が進んでいる。

耕作放棄地については横ばいではあるものの、農業従事者の減少・高齢化に伴い、今後、農地の遊休化がさらに進めば、食料供給力の低下はもとより、害虫などの発生源となるなど、営農や生活環境にも悪影響を与え、さらには農業・農村の有する多面的機能の低下も懸念される。

2 本町農業の振興方向

香川県の農業振興の基本目標及び基本方針を踏まえ、本町の農業振興を図る。

特に、担い手については、新規就農者や認定農業者、集落営農をはじめ、兼業農家や定年帰農者、UIJターン、半農半X、農外企業なども担い手を目指す者として幅広く捉え、町内外から農業経営の発展に意欲的な人材を確保する。また、これらの多様な人材が経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等、核となる担い手へ確実にステップアップできるよう育成するほか、ため池や水路の維持管理など地域を支える集落営農の組織化・法人化を促進する。また、後継者への円滑な経営継承の促進や企業参入の促進などにより、本町農業の次代を担う優れた人材を確保・育成するほか、女性の農業関連活動への参画を促進する。

これら多様な担い手が、農業生産の相当部分を担う力強い農業構造が確立できるよう、担い手への面的な農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基

盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 認定農業者等の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の核となる担い手を確保・育成するために、小豆農業改良普及センターによる技術・経営指導等により、担い手の経営改善に向けた取組みを支援するとともに、農地中間管理機構の積極的な活用により経営規模の拡大を促進し、担い手への農地集積を一層推進する。

また、補助事業や制度資金により、規模拡大や経営の多角化など経営発展のために必要となる機械・施設等の導入支援や農業経営の安定化に向けたセーフティネット対策の普及を推進するほか、労働部局との連携による就業相談会の開催等により、担い手の経営発展を支える人材の確保・育成を支援する。

さらに、農業経営の法人化を推進し、対外信用力等の向上を促進するとともに、経営体同士のネットワーク化を推進し、一層の経営発展を促進する。

(2) 集落営農組織の確保・育成

担い手不足地域や兼業・高齢農家の多い地域においては、地域を支える担い手を確保・育成するため、集落内の農家などが複数集まって行う集落営農の組織化を推進するとともに、その組織の経営の効率化を促進するため、共同販売経理などによる経営体としての実体を有した集落営農組織や、法人化した集落営農組織など、経営発展に応じた集落営農組織の確保・育成を図る。

また、高齢化している集落営農組織の世代交代を促進するため、後継者の確保・育成、次世代のリーダー養成を支援し、構成員の若返り、次世代への事業継承を図る。

(3) 新たな担い手の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家や定年帰農者、U I J ターン、半農半X、農外企業等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営改善計画（法第12条第1項に規定する計画。以下同じ。）及び青年等就農計画（法第14条の4第1項に規定する計画。以下同じ。）の認定制

度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(4) 女性の農業関連活動への参画促進

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

3 効率的かつ安定的な農業経営

本町は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者が1人当たり概ね310万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

本町の近年の新規就農者は、年間5名前後で推移しているが、従来からの基幹作物であるキク、イチゴ、オリーブの産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

係る状況を踏まえ、本町は青年等に農業を職業として選択してもらえよう、将来（経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等が経営開始から5年後に達成すべき主たる従事者1人あたり年間総労働時間及び年間農業所得は、本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する、150日以上、1,200時間以上の水準を達成しつつ、農業で生計が成り立つ所得として、3に掲げる

効率的かつ安定的な農業経営の目標の概ね6割程度とする。

また、新たに就農しようとする青年等は、目標とすべき農業経営の目標を達成するために必要となる農業技術や経営管理等に関する専門的な知識を研修等で習得していることを基本とする。

5 地域の実情に即した多様な担い手への支援

本町は、隣接する土庄町とともに、香川県農業協同組合、小豆島町農業委員会、小豆農業改良普及センター等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、小豆島町地域農業再生協議会等を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

また、小豆島町地域農業再生協議会等において、認定農業者、認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を小豆農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、新規の集約的作物の導入により稲作単一からの脱却を図るため、協議会の下に、市場関係者や県園芸作物担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

本町が推進しているオリーブの栽培については、生産物の付加価値を高め有利販売に結びつけるため、農業経営として成り立つよう圃場の整備と生産技術の広範な普及を図り、地域の特性を活かした経営モデルとして育成に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等		
キク	秋ギク (施設) 32 a	農舎兼作業所 90 m ² 1棟 育苗ハウス 150 m ² 1棟 A Pハウス 800 m ² 3棟	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保		
	夏秋ギク (施設) 16 a	暖房施設 2式 重油炊き暖房機 1台 養液土耕システム 一式 1台				
	秋ギク (露地) 8 a	電照施設 一式 3台 重油タンク 500ℓ 3基 予冷庫 1坪 1台 トラクター 14PS 1台 管理機 7PS 1台 動力噴霧機 4.7PS 1台 軽トラック 660 cc 1台				
キク +	秋ギク (施設) 24 a	農舎兼作業所 90 m ² 1棟 育苗ハウス 150 m ² 1棟 A Pハウス 600 m ² 3棟			複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
スモモ	夏秋ギク (施設) 12 a	A Pハウス(スモモ) 1,000 m ² 1棟 暖房器 1台				
	秋ギク (露地) 6 a	暖房施設 2式 重油炊き暖房機 1台 養液土耕システム 一式 1台				
	スモモ (施設) 10 a	電照施設 一式 3台 重油タンク 500ℓ 3基 予冷庫 1坪 1台 トラクター 14PS 1台 管理機 7PS 1台 動力噴霧機 4.7PS 1台 軽トラック 660 cc 1台				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キク + アスパラ ガス	秋ギク (施設) 20 a 夏秋ギク (施設) 10 a 秋ギク (露地) 5 a アスパラガス (施設) 5 a	農舎兼作業所 90 m ² 1棟 育苗ハウス 150 m ² 1棟 A Pハウス 500 m ² 3棟 A Pハウス (アスパラガス) 500 m ² 1棟 暖房施設 2式 重油炊き暖房機 1台 養液土耕システム 一式 1台 電照施設 一式 3台 重油タンク 500ℓ 3基 予冷庫 1坪 1台 トラクター 14PS 1台 管理機 7PS 1台 動力噴霧機 4.7PS 1台 軽トラック 660 cc 1台	複式簿記記 帳の実施に よる経営の 把握と分析 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく責任 と経営分担 の明確化及 び給料制、 休日制の導 入 農繁期にお ける臨時雇 用従事者の 確保
イチゴ	イチゴ (施設) 25 a 育苗施設 5 a	作業場(合格納場) 90 m ² 1棟 軽トラック 660 cc 1台 動噴噴霧機 1台 養液栽培施設 25 a 1式 暖房機 3台 炭酸ガス発生装置 2台 A Pハウス 2,500 m ² 1棟 育苗ハウス 500 m ² 1棟 電照施設 1式	複式簿記記 帳の実施に よる経営の 把握と分析 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく責任 と経営分担 の明確化及 び給料制、 休日制の導 入 農繁期にお ける臨時雇 用従事者の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
オリーブ	オリーブ 85 a (マンサニロ 30 a) (ミッション 30 a) (ルッカ 25 a)	作業所(合格納庫) 100 m ² 1棟 貯水槽 100 t 1基 軽トラック 660 cc 1台 運搬車 4PS 1台 管理機 6PS 1台 動力噴霧機 5PS 1台 刈払機 1台 防風施設 100 a 1式 電動式振動収穫機械 1台	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
オリーブ + 中晩柑橘	オリーブ 60 a (マンサニロ 20 a) (ミッション 30 a) (ルッカ 10 a) 中晩柑 (露地) 20 a	作業所(合格納庫) 100 m ² 1棟 貯水槽 100 t 1基 軽トラック 660 cc 1台 運搬車 4PS 1台 管理機 6PS 1台 動力噴霧機 5PS 1台 刈払機 1台 防風施設 80 a 1式 電動式振動収穫機械 1台	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	経産牛 40頭 飼料作物 (延べ) 2.0ha	乳牛舎 300㎡ 1棟 搾乳室 100㎡ 1棟 堆肥舎 100㎡ 1棟 攪拌発酵機械 1式 飼料等格納庫 100㎡ 1棟 搾乳機械 1式 浄化槽 180㎡ 1基 バルククーラ 3,000ℓ 1基 トラクター 45PS 1台 中型ロールベアラ 1台 ベールラッパ 1台 ベールクリッパ 1台 トラック 2t 1台 軽トラック 660cc 1台	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲 + アスパラガス + ブロッコリー	水稲 (早生) 50a (中生) 30a アスパラガス 20a ブロッコリー 30a	作業所(合格納庫) 90㎡ 1棟 APハウス 1,000㎡ 2棟 トラクター 26PS 1台 予冷庫 1台 管理機 6.2PS 1台 管理機 10PS 1台 肥料散布機 2.2PS 1台 灌水ポンプ 10PS 1台 軽トラック 660cc 1台 動力噴霧機 5PS 1台 コンバイン 2条刈り 1/3台 (3戸共有) 田植え機 4条植え 1/3台 (3戸共有)	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
アスパラガス	アスパラガス 25 a	作業所(合格納庫) 90 m ² 1棟 A P ハウス 850 m ² 3棟 トラクター 26PS 1台 予冷库 1台 管理機 6.2PS 1台 管理機 10PS 1台 肥料散布機 2.2PS 1台 灌水ポンプ 10PS 1台 軽トラック 660 cc 1台 動力噴霧機 5PS 1台	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

[組織経営体(集落営農)]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + オリーブ + 作業受託	水稲 (早生) 600 a (中生) 300 a オリーブ (ミッション 50 a) (ルッカ 100 a) 作業受託 (耕起・代かき・ 田植え) 250 a (収穫・乾燥・ 調整) 250 a	作業場(合格納庫) 100 m ² 1棟 トラクター 30PS 2台 ディスクハロー 220 m ² 1基 ブロードキャスタ 2000 1基 土壌改良機 3本爪 1台 乗用田植機 6条植え 1台 中耕ロータリー 3連 1台 コンバイン 4条刈り 2台 施肥播種機 8条 1台 トラック 1 t 1台 軽トラック 660 cc 1台 乗用管理機 23PS 1台 溝堀機 30PS 1台 動力噴霧機 4.7PS 1台 電動式振動収穫機 1台	集落内での役割分担	兼業農家による協業経営

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している経営事例を踏まえ、本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キク + ラナンキ ュラス	ラナンキュラス (施設) 10 a 夏秋ギク (施設) 10 a	農舎兼作業所 90 m ² 1棟 A Pハウス 1,000 m ² 1棟 育苗ハウス 100 m ² 1棟 暖房施設 3台 電照施設 500 m ² 1式 予冷库 1坪 1台 トラクター 14PS 1台 管理機 7PS 1台 動力噴霧機 4.7PS 1台 軽トラック 660 cc 1台 下葉取り機 1台	複式簿記記 帳の実施に よる経営の 把握と分析 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく責任 と経営分担 の明確化及 び給料制、 休日制の導 入 農繁期にお ける臨時雇 用従事者の 確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	イチゴ (施設) 20 a 育苗施設 5 a	作業場(合格納場) 90 m ² 1棟 軽トラック 660 cc 1台 動噴霧機 1台 養液栽培施設 20 a 1式 温風暖房設備 3台 炭酸ガス発生装置 2台 A Pハウス 2,000 m ² 1棟 育苗ハウス 500 m ² 1棟 電照施設 1式	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
オリーブ + 中晩柑	オリーブ 35 a (マンザネロ 10 a) (ミッション 15 a) (ルッカ 10 a) 中晩柑 (露地) 10 a	作業所(合格納庫) 100 m ² 1棟 貯水槽 100 t 1基 軽トラック 660 cc 1台 運搬車 4PS 1台 管理機 6PS 1台 動力噴霧機 5PS 1台 刈払機 1台 防風施設 45 a 1式 電動式振動収穫機械 1台	複式簿記記帳の実施による経営の把握と分析 青色申告の実施	家族経営協定に基づく責任と経営分担の明確化及び給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + アスパラ ガス + ブロッコ リー	水稲 (早生) 50 a アスパラガス 15 a ブロッコリー 30 a	作業所(合格納庫) 90㎡ 1棟 A P ハウス 800㎡ 2棟 トラクター 24PS 1台 予冷庫 1台 管理機 6.3PS 1台 軽トラック 660cc 1台 動力噴霧機 5PS 1台 収穫台車 1台 コンバイン 2条刈り 1/3台 (3戸共有) 田植え機 4条植え 1/3台 (3戸共有)	複式簿記記 帳の実施に よる経営の 把握と分析 青色申告の 実施	家族経営協 定に基づく 責任と経営 分担の明確 化及び給料 制、休日制 の導入 農繁期にお ける臨時雇 用従事者の 確保

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び面的集積に関する目標（将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標）は、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
45%	

注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営農地を効率的に利用し得るよう経営農地の面集積の割合が高まるように努める。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、小豆島町地域農業再生協議会等を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用改善について、地域別には、

- (1) 平坦部では、花卉やアスパラガスを中心とした施設園芸や水稲、野菜、果樹を組み合わせた複合経営が行われている。しかしながら、高齢化などから地区内担い手の引受余地は必ずしも多くはない状況である。
- (2) 中山間地域では、柑橘等の果樹栽培、水稲や自家用菜園、近年ではオリーブ栽培が行われているが、耕作放棄地が介在する状況にあり、効率的な農用地の利用とはなっていない状況にあるとともに、担い手の引受余地は必ずしも多くはない状況である。

このため、経営規模の拡大による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、担い手への農地が面的に集積することが可能となるように農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）を積極的に活用するとともに利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連単的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、香川県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- ⑤ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的

に実施するものとする。

ア 圃場整備事業の実施済地区又は今後実施が見込まれる地区については、高効率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に土地改良区などの関係機関との連携により換地と一体的に利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 圃場整備事業未実施地区においては、利用権設定等促進事業を実施するとともに、農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が、賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受ける場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合においては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると

認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の

基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の承認後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に

設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に規定するものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利

用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨の事項

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定め

たときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の公報に掲載、又は掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを小豆島町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認め

るとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 小豆島町農業委員会は、②の規定による取消しがあつた場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。

また、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)香川県農地機構(以下「農地機構」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理機構

農地中間管理事業の推進に関する法律第4条により指定を受け農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行う法人は、農地機構とする。

(2) 農地中間管理機構が行う特例事業

農地機構は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内において法第7条各号に掲げる事業を実施するものとする。

① 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(農地売買等事業)

② 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事

業（農地売渡信託等事業）

- ③法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）
- ④ ①に掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定

的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると

認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、小豆農業改良普及センター、小豆島町農業委員会、香川県農業協同組合、農地機構等の指導、助言を求めてきたときは、小豆島町地域農業再生協議会等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 条件整備の方針

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。さらに、労力軽減の観点から雇用を考え、香川県農業協同組合が実施している農作業従事支援策による、外国人研修生の受け入れ等を積極的に推進する。

(2) 青年の新規就農に向けた増加対策

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

① 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

香川県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）や小豆農業改良普及センター、香川県農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空

き家に関する情報等)の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味や関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって、香川県農業大学校や小豆農業改良普及センター、地域の農業委員、農業士、香川県農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期、内容など就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行うほか、必要に応じて面接を行うなど、青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援が行える環境を整える。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成、見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として青年等を育成する体制を強化する。そのために、本町新規就農者交流会等各種会合への参加を促すとともに、オリーブネットワークとの交流の機会を設ける。

また、商工会や香川県農協ふれあいセンターとも連携して、直売所での販売など出荷に係る助言を行い、農畜産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営管理能力の向上に向けた支援

小豆農業改良普及センター及び小豆島町地域農業再生協議会等の指導による簿記記帳指導講習会、有識者による各種セミナーへの参加を促し、経営に関するノウハウの蓄積を支援する。

エ 青年等就農計画作成の支援及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等が、就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を支援し、農業次世代人材投資資金(経営開始型)や青年等就農資金等国の支援策や、県、本町の新規就農関連事業を効果的に活用した育成、定着を図る。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

③ 関係機関等の役割分担

就農相談への対応、技術や知識、経営管理能力等の習得、農地の集積、就農前

後での営農指導等フォローアップ、販路確保や人脈づくりなど、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域農業の担い手として育成・定着するため、本町は、認定農業者や農業士など地域の先達農業者や生産者組織はもとより、小豆島町農業委員会、育成センター、小豆農業改良普及センター、香川県農業大学校、香川県農業協同組合、農地機構などと連携を強化し、各種取組を効果的に推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、中山間地域直接支払制度により地域の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 本町は、地域の人・農地プランに基づく積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図る。

ウ 本町は、農業用排水施設、農道施設の整備等による農業生産基盤の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備と定住条件の整備により、農業の担い手確保に努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、小豆島町農業委員会、小豆農業改良普及センター、香川県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

小豆島町農業委員会、香川県農業協同組合、土地改良区及び農地機構は、農業

経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小豆島町地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和4年5月11日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受けける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受けける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は20年以内とし、利用目的に応じて適切と認められる期間とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する場合は、相手方の同意を得るものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない</p>

	<p>担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>履行するものとする。</p>	<p>旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	-------------------	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 （又は残存期間）	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支払 方法	④ 有益費の償 還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>